

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和7年12月9日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	登米市	迫町佐沼	新大瀬	408	10年
2	登米市	迫町佐沼	新大瀬	409	10年
3	登米市	迫町佐沼	新大瀬	410	10年
4	登米市	迫町佐沼	新大瀬	411	10年
5	登米市	迫町佐沼	新大瀬	412	10年
6	登米市	迫町佐沼	新大瀬	427	10年
7	登米市	迫町佐沼	新大瀬	428	10年
8	登米市	迫町佐沼	新大瀬	429	10年
9	登米市	迫町佐沼	新大瀬	430	10年
10	登米市	迫町佐沼	南散田	214	10年
11	登米市	迫町佐沼	南散田	215	10年
12	登米市	迫町佐沼	南散田	247-1	10年
13	登米市	迫町新田	品ノ浦	99-1	10年
14	登米市	迫町新田	品ノ浦	99-20	10年
15	登米市	迫町新田	品ノ浦	99-27	10年
16	登米市	米山町	桜岡今泉	258-1	10年
17	登米市	米山町	桜岡貝待井	38	10年